

インボイス制度導入に向けた実務セミナーを開催しました



本会は、令和3年10月21日(木)霞城セントラルにおいて、「組合及び組合員のためのインボイス制度導入に向けた実務ポイント」セミナーを開催しました。今回は会場とオンライン配信の併用で開催し、合計46名の皆様にご参加いただきました。

講師には奥山享税理士事務所 所長 奥山享 氏をお招きし、適格請求書等保存方式の概要や適格請求書等の記載事項、適格請求書発行事業者の登録等についてご説明いただきました。

参加者からは「登録までの流れや適格請求書の記載事項がよく分かった」、「今後の課題が浮き彫りになった」などの声がありました。

インボイスとは？

インボイスとは、消費税法上の「適格請求書」のことです。具体的には、現在使用している請求書等に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたもので、相手方に正確な適用税率や消費税額を伝えるものとして、請求書、納品書、領収書など書類の名称は問わず、一定の事項が記載された書類のことです。

インボイスの記載事項

請求書		△△商事(株) 登録番号 T12345...
株〇〇御中 ← ⑥	11月分 13,200円	××年11月30日
日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
② 11/2	タオルセット	③ 2,000円
合計 120,000円		消費税 11,200円 ⑤
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円
		* 軽減税率対象

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

インボイス制度の概要

インボイスを使用して行う消費税の仕入税額控除の方式で、令和5年10月1日から導入される制度です。

導入後は、売手側は買手である取引相手からの求めに応じてインボイスを交付しなければなりません。また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。

買手側は、交付を受けたインボイスの保存が仕入税額控除の要件となり、免税事業者や登録事業者以外の者から仕入れた場合は仕入税額控除ができなくなります。

なお、インボイスを発行できるのは登録を受けた課税事業者(適格請求書発行事業者)に限定され、その登録申請は令和3年10月1日から始まっています。